

「大規模災害時における市町村行政機能の確保に関する検討会」について

I 課題・検討内容

- 昨年の熊本地震では、一部被災市町村において行政機能が極度に低下し、また、県を通じて市町村の状況把握が正確に行えない状況が生じるなど、市町村における行政機能の確保及びその状況把握に関する課題が明らかになったところである。
- 市町村における行政機能の確保は、大規模災害時の初動対応から復旧、復興に至る対処を迅速に行うための基礎的な条件であることから、その確保状況を早期に的確に把握するための具体的な仕組みのあり方を検討したものである。

II 構成員

- 座長 稲継 裕昭（早稲田大学政治経済学術院 教授）
牛山 素行（静岡大学防災総合センター 教授）
小野 弘行（宮城県東松島市総務部総務課 行政専門員）
芝崎 晴彦（東京都総務局総合防災部 広域連携担当課長）
福田 孝由（東京都総務局総合防災部 計画調整担当課長）
間宮 将大（熊本県知事公室危機管理防災課 課長）
（幹事） 総務省自治行政局公務員課、消防庁国民保護・防災部防災課、応急対策室
（事務局） 総務省自治行政局市町村課

III 開催実績

平成29年1月17日、2月14日、3月16日の計3回開催

IV 検討結果

1 市町村行政機能に関し特に重要な事項については早期に把握することとすべき

- 被災市町村における行政機能の確保状況を的確に把握するため、①トップマネジメントは機能しているか、②人的体制（マンパワー）は充足しているか、③物的環境（庁舎施設等）は整っているかの3点を重要な事項として把握すべきである。
- これらの情報は早期（12～24時間以内）に把握し、行政機能が低下した被災市町村に対する応援職員の派遣等に活用すべきである。
※ なお、発災直後は、総務省消防庁が実施する被害状況等の情報収集と輻輳が生じないよう配慮すべきである。

2 簡潔なチェックリスト方式、アウトリーチによる情報把握フローを導入すべき

- 被災市町村が容易に記入でき、都道府県や国で紛れなく集計できる簡潔なチェックリスト方式を導入すべきである。チェックリストの策定にあたっては、本検討会が示した様式案（別紙）を参考にすべきである。
- 被災市町村からチェックリストの報告がない場合には、都道府県さらに総務省からのアウトリーチ（電話、リエゾンの現地派遣）により、直接的に情報把握することとすべきである。
※ なお、総務省においては、政府各機関の発表や報道等からの情報も活用して、よりの確な状況把握を図るべきである。

3 都道府県及び市町村の担当部署をあらかじめ決定しておくべき

- 都道府県及び市町村においては、この仕組みに携わる担当部署をあらかじめ一義的に決定しておくべきである。
- 都道府県においては、各市町村のマネジメント体制を平時より把握できる部署（例：総務部系統）、市町村においては、組織・人事管理などを担う部署（例：総務課系統）を担当部署とすることが望ましいと考えられる。

4 仕組みの早期導入を図るべき

- 総務省においては、この仕組みを早期に具体化し、必要な対応を各地方公共団体に要請すべきである。

市町村行政機能チェックリスト

<送付先>〇〇県〇〇課 (FAX00-0000-0000 TEL00-0000-0000)

※都道府県はとりまとめ、総務省市町村課 (FAX00-0000-0000 TEL00-0000-0000) へ送付

市町村行政機能即報
(チェックリスト)

総務省受信者氏名 _____

災害名 _____ (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村	
報告者職名氏名	職名 氏名 ※都道府県等から派遣された者が記入する場合 (派遣元)

1. トップマネジメントが機能しているか

はい いいえ

①市町村長の安否は確認できたか

はい いいえ

(市町村長不在の場合、代行者の職名氏名 _____)

②災害対策本部会議を定期的に開催しているか

はい いいえ

③災害応急対策業務等 (例：避難所運営、物資供給) (以下「業務等」とい
う) の役割分担を行い、責任者が明確になっているか

はい いいえ

④広報・報道対応を円滑に行えているか (プレスリリースの定例化等)

はい いいえ

⑤特記事項

2. 業務実施体制 (人的体制) は整っているか

はい いいえ

①職員は業務等を担うために適切に参集しているか

はい いいえ

(職員の参集状況約 _____ % (業務等実施予定職員約 _____ 名中約 _____ 名参集))

②職員 (一般行政) の応援派遣要請は行ったか

はい いいえ

③特記事項

3. 業務実施環境 (物的環境) は整っているか

はい いいえ

①災害対策本部が設置される庁舎に災害対策本部業務を実施できないような
損壊が生じているか

はい いいえ

②主要な庁舎等に住民窓口業務等を実施できないような損壊が生じているか

はい いいえ

③安否確認、被災者支援に不可欠な住民記録等のデータに支障が生じているか
(停電、端末・サーバの損壊、設置場所への立入不可など)

はい いいえ

④特記事項

※ 第一報については、原則として、総務省消防庁へ「災害概況報」提出後、可能な限り早く (原則として
発災後 12 時間以内)、分かる範囲で記載し報告すること。